

最高裁秘書第737号

平成29年3月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

1月20日付け（同月23日受付，最高裁秘書第243号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

裁判官会議（第39回）議事録のうち，申出に係る部分（片面で4枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，個人識別情報（氏名等）及び公にすると今後の人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号ニに定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

裁判官会議（第三九回）議事録

昭和五十五年十一月十二日（水曜日）

裁判官会議室において、午後一時三十分開議

出席員 服部長官、環、栗本、藤崎、本山、中村、横井、木下、塚

本、鹽野、伊藤、宮崎、寺田、谷口各裁判官

服部長官議長席に着く。

議事

一 司法修習生の給与に関する規則の一部を改正する規則について

勝見人事局長から、別紙第一に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定する。

二 裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則の一部を改正する規則について

勝見人事局長から、別紙第二に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定する。

三 人事について

1 勝見人事局長から、別紙第三に基づき、裁判官の退官等について説明があり、原案どおり決定又は了承する。

2 勝見人事局長から、別紙第四に基づき、静岡地方裁判所長の転補等について説明があり、次のとおり決定する。

(一) 東京高等裁判所判事安藤覺の定年退官に伴い、静岡地方裁判所長園田治を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）に補し、その後任者を東京高等裁判所判事小堀勇とする。

(二) 東京高等裁判所判事杉本良吉を東京高等裁判所における部の事務総括者に指名する。

(三) 神戸家庭裁判所長栗山忍を大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）に補し、その後任者を広島家庭裁判所長松井薫とし、その後任者を松山地方裁判所長今村三郎とし、その後任者を東京家庭裁判所判事高澤廣茂とする。

午後二時五十五分散会

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項（昭五五、一一、一二提出）

一 裁判官の退官について

定年退官（昭五五、一二、五）

簡判（京都簡判）

増田 幸次郎

二 簡易裁判所判事候補者の選考について（報告）
選考合格

三 裁判官の再任について

簡判（大阪簡判）

簡判（大阪簡判）

中 澤 徳

（昭和五十五年十二月十八日任期終了者）

四 裁判官の海外出張について

最高裁判事局長

柳 瀬 隆 次

欧米各国における司法事情研究のため約二十日間の予定で欧米

各国へ出張を命ずる

東京高判事

佐藤邦夫

東京地判事

岡田良雄

大阪地判事

西村清治

徳島地判事

岩佐善巳

欧米各国における司法事情研究のため約三十日間の予定で欧米各国へ出張を命ずる

五 裁判所書記官の海外出張について

最高裁大法廷首席書記官

平山清

欧米各国における裁判所書記官制度研究のため約二十五日間の予定で欧米各国へ出張を命ずる

六 司法修習生の罷免について

司法修習生